

# 総括表 身体障害者診断書・意見書 ( 障害用 )

氏名		生年月日	明・大・昭・平	年	月	日	男・女
住所	〒						電話
① 障害名 (部位を明記)							障害の状況及び所見 別紙のとおり
② 原因となった 疾病・外傷名	交通、労災、その他の事故、戦傷 戦災、疾病、先天性、その他 ( )						
③ 疾病・外傷発生日	年	月	日	場所			
④ 参考となる経過・現症 (エックス線及び検査所見を含む。)							
						障害固定又は障害確定 (推定)	年 月 日
⑤ 総合所見							
						[将来再認定 要・不要 ]	[再認定の時期 年 月 ]
⑥ その他参考となる合併症状							
上記のとおり診断する。併せて下記の意見を付す。 平成 年 月 日							
病院又は診療所の名称 所在地 電話番号 診療担当科名							
科 医師氏名 印							
身体障害者福祉法第 15 条第 3 項の意見 [障害程度等級についても参考意見を記入すること。]							
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に <span style="float: right;">・該当する ( 級相当)</span> <span style="float: right;">・該当しない</span>							

- 注 1 障害名の欄には現在起こっている障害、例えば両眼失明、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病の欄には角膜混濁、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を具体的に記入してください。
- 2 障害区分や等級決定のため、地方社会福祉審議会から改めて障害の状況及び所見について問い合わせる場合があります。
- 3 下欄には、記入しないでください。

障 害 名		障害・不自由	級	項
	重 複 障 害	障害・不自由	級	項
		障害・不自由	級	項
		障害・不自由	級	項
		障害・不自由	級	項

# じん臓の機能障害の状況及び所見

## 1 じん機能

(該当するものを○でかこむこと)

- ア 内因性クレアチニンクリアランス値 ( ) ml/分) 測定不能  
イ 血清クレアチニン濃度 ( ) mg/dl  
ウ 血清尿素窒素濃度 ( ) mg/dl  
エ 24時間尿量 ( ) ml/日  
オ 尿所見 ( )

## 2 その他参考となる検査所見

(胸部エックス線写真, 眼底所見, 心電図等)

## 3 臨床症状 (該当する項目が有の場合は, それを裏づける所見を右の [ ] 内に記入すること。)

- ア じん不全に基づく末梢神経症 (有・無) [ ]  
イ じん不全に基づく消火器症状 (有・無) [食思不振, 悪心, 嘔吐, 下痢]  
ウ 水分電解質異常 (有・無) 

[	Na	mEq/l,	K	mEq/l
	Ca	mEq/l,	P	mg/dl

 浮腫, 乏尿, 多尿, 脱水, 肺うつ血, その他 ( ) ]  
エ じん不全に基づく精神異常 (有・無) [ ]  
オ エックス線写真所見における骨異栄養症 (有・無) [高度, 中等度, 軽度]  
カ じん性貧血 (有・無) Hb g/dl, Ht %  
赤血球数  $\times 10^4/\text{mm}^3$   
キ 代謝性アシドーシス (有・無) [HCO<sub>3</sub> mEq/l]  
ク 重篤な高血圧症 (有・無) 最大血圧/最小血圧  
mmHg  
ケ じん不全に直接関連するその他の症状 (有・無) [ ]

## 4 現在までの治療内容

- ア 血液透析療法 (有・無) [回数 /週、期間]  
イ CAPD (腹膜透析) (有・無)  
ウ 腎移植 (有・無) [抗免疫療法 有・無 ]

## 5 日常生活の制限による分類

- ア 家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動については支障がなく, それ以上の活動でも著しく制限されることがないもの。  
イ 家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが, それ以上の活動は著しく制限されるもの。  
ウ 家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障がないがそれ以上の活動は著しく制限されるもの。  
エ 自己の身の日常生活活動を著しく制限されるもの。